

○文部科学省令第十一号

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人教員研修センターに関する省令及び独立行政法人教職員支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

独立行政法人教員研修センターに関する省令及び独立行政法人教職員支援機構に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人教員研修センターに関する省令の一部改正）

第一条 独立行政法人教員研修センターに関する省令（平成十三年文部科学省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人教職員支援機構に関する省令

第一条中「独立行政法人教員研修センター（以下「センター」を「独立行政法人教職員支援機構」（以下「機構」に改める。

第一条の二中「センター」を「機構」に改める。

第一条の三中「センター」を「機構」に、「独立行政法人教員研修センター法」を「独立行政法人教職員支援機構法」に、「センター法」を「機構法」に改める。

第一条の四中「センター」を「機構」に改め、同条第五号中「センター」を「機構」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「センター法第十号第二号」を「機構法第十号第三号」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 機構法第十号第四号に規定する調査研究及びその成果の普及に関する事項

第一条の四第一号中「センター法」を「機構法」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二 機構法第十号第二号に規定する助言に関する事項

第二条から第五条まで、第八条第一項、第九条第一項、第九条の二から第十四条まで、第十四条の二第

一項、第十四条の三及び第十五条中「センター」を「機構」に改める。

(独立行政法人教職員支援機構に関する省令の一部改正)

第二条 独立行政法人教職員支援機構に関する省令（平成十三年文部科学省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第七号を同条第九号とし、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 機構法第十条第五号に規定する認定に関する事務に関する事項

六 機構法第十条第六号に規定する教員資格認定試験の実施に関する事務に関する事項

附則に次の一条を加える。

(業務の特例に係る業務方法書の記載事項)

第三条 機構法附則第九条に規定する業務が行われる場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主要省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の四各号に掲げるもののほか、機構法附則第九条第一項に規定する業務に関する事項とする。

## 附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。